

指名停止措置業者

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止措置基準
新明和工業（株）	令和 7 年 5 月 26 日から令和 7 年 9 月 25 日まで（4 か月）	対象会社は、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事について情報交換を行い、価格や受注者を事前に決めていたとして、令和 7 年 3 月 24 日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等及び物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第 2（第 2 条、第 4 条―第 6 条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 2（1）